

平成 3 1 年 4 月 9 日

千葉県報第 1 3 4 1 9 号別冊

包括外部監査の結果に係る措置結果

千葉県監査委員

目 次

- 1 平成24年度分
(監査テーマ)
基金、貸付金及び損失補償等に関する財務事務の執行について・・・・・・・・1

- 2 平成28年度分
(監査テーマ)
知事部局が所管する事務のうち、社会福祉、環境保全及び産業
育成等の施策に基づく諸制度において発生する税外収入未済金の
管理に係る事務・・・・・・・・2

- 3 平成29年度分
(監査テーマ)
県が独自に行い、且つ市町村以外の者に対して交付する補助金、
負担金及び交付金の財務事務等の執行・・・・・・・・12

基金、貸付金及び損失補償等に関する財務事務の執行について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	区分
1	<p>第5 各論で共通する事項に関する総論としての意見</p> <p>1 滞留債権（未収債権）の管理・回収体制について</p> <p>(2) 滞留貸付金の管理及び回収体制について（意見）</p> <p>②滞留債権の範囲</p>	<p>正常債権から外れた以下の債権も対象に含める必要があると考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク債権等、通常の貸付金に含められていないものの回収可能性が低下している債権である ・その様な債権の情報についても早めに収集し対応していくことが必要である。 ・損失補てん対象の貸付金、対象となる貸付金が滞留した場合には、その債権についても同様に情報を収集していく必要がある。 	<p>リスク債権や損失補てん対象の貸付金を含む未調定債権全般について適切に管理するため、平成30年3月に改定した「債権管理適正化の手引」に、債権者の状況などを適切に管理すべきことを記載するとともに、平成30年4月には債権者の情報を適切に把握するよう各債権所管課に対して通知するなどして、早期の情報収集に取り組んでいる。</p>	
2	<p>第5 各論で共通する事項に関する総論としての意見</p> <p>1 滞留債権（未収債権）の管理・回収体制について</p> <p>(2) 滞留貸付金の管理及び回収体制について（意見）</p> <p>③一覧資料の作成</p>	<p>すべての滞留債権について、個別に金額や回収状況が分かる一覧性のある資料を作成し、状況が分かりやすい体制にすることが望まれる。</p>	<p>収入未済が発生した全ての税外債権について、決算の際に、当該年度の調定額、収入済額、収入未済額、不納欠損額を債権ごとにまとめた一覧表を作成しており、滞留債権の状況を把握するとともに、債権管理連絡会議などを通じ、その概要を全庁で共有している。</p> <p>また、債権の未調定部分なども含めて債権全般を適切に管理するため、平成30年4月に現状把握のための調査を行うとともに、各所管課に対し債権者の情報を適切に把握するよう通知し、各所管課が保有する個別の未調定債権についての状況整理を図った。</p>	

平成28年度包括外部監査
 知事部局が所管する事務のうち、社会福祉、環境保全及び産業育成等の施策に基づく諸制度において発生する税
 外収入未済金の管理に係る事務
 [健康福祉部健康福祉指導課]

No	事項名	結果(意見)の内容	措置状況等	区分
3	第1款 介護福祉士等修学資金貸付金返納	連帯保証人に対しても積極的に督促行為を行い、必要な財産調査を行った上で、場合によっては訴訟提起を行うなど、回収に向けた努力を行うべきである。	債務者2名のうち1名は返納を完了した。残り1名は、平成30年12月に債務者住居を訪問したことにより、今後の返還が見込まれると判断したため、引き続き厳正に債権徴収を行っていく。 督促状による納付期限を過ぎても納入のない債務者については、「千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学金返還事務取扱要領」を平成30年度中に改正し、納付期限満了後直ちに連帯保証人へ督促行為を行うこととする。 併せて、複数の関係職員に「千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学金返還事務取扱要領」の周知徹底を図り、事務の遅滞の防止等、業務の適正な執行体制を強化する。	
4	第2款 生活保護費過年度分返還金	生活保護が廃止されているケースが多い結果、担当ケースワーカーと連動して回収するということができず、そのため、担当者が主導して債権回収に動かなければならない必要性が高い。 しかしながら、各健康福祉センターにおいて、積極的に所在調査や財産調査等を行っているケースは少なく、書面による督促のみに陥り、時効消滅による不納欠損処理に至るケースが多い。 そこで、積極的に財産調査及びそれに続く法的手段も含めた回収方法の検討を行うべきである。	収入未済がある生活保護廃止ケースについて、書面による督促だけでなく電話催告、訪問面接を実施しているとともに所在調査が必要とされる案件については積極的に所在調査を実施している。 また、必要に応じて登記情報の確認及び債務者への聴取による財産調査を実施しており、回収方法については検討を進めている。	

平成28年度包括外部監査

〔健康福祉部児童家庭課〕
 知事部局が所管する事務のうち、社会福祉、環境保全及び産業育成等の施策に基づく諸制度において発生する税
 外収入未済金の管理に係る事務

No	事項名	結果(意見)の内容	措置状況等	区分
5	第1款 児童措置費扶養義務者負担金	回収を強化することによって児童の生活に影響を及ぼすようなことがあつては本末転倒であるが、時効中断を求めたとしても児童の生活に影響が生じるわけではなく、また、家庭が窮迫状況にあるのであれば財産調査の上、滞納処分の執行停止を行うことこそが検討されるべきである。それらの方策を検討することなく漫然と時効期間の経過を待つ運用は、適法でないと言わざるを得ず、時効中断措置を積極的に取り、時効管理の徹底を図るべきである。	児童相談所担当者の徴収事務に関する知識・技能の習得のため、県税務課主催の収税担当者研修に参加した。また平成29年11月に、マニュアルに規定する徴収事務処理手順徹底のために各児童相談所関係職員に対する研修及び、債務者への対応方法を検討するための会議を開催した。また、平成30年1月に主要銀行6行について預金照会(38件)をし、そのうち財産を確認した1件については滞納処分(差押え)を行った。	
6	第2款 児童福祉施設費扶養義務者負担金	回収を強化することによって児童の生活に影響を及ぼすようなことがあつては本末転倒であるが、時効中断を求めたとしても児童の生活に影響が生じるわけではなく、また、家庭が窮迫状況にあるのであれば財産調査の上、滞納処分の執行停止を取ることこそが検討されるべきである。それらの方策を検討することなく漫然と時効期間の経過を待つ運用は、適法でないと言わざるを得ず、時効中断措置を積極的に取り、時効管理の徹底を図るべきである。	マニュアルに規定する徴収事務処理手順徹底のために各県立施設の関係職員に対する研修を平成29年12月に実施した。また、滞納処分の権限を持つ児童相談所の担当者へを交え、債務者への対応方法を検討するための協議を平成30年1月に行った。また、具体的な取組として、平成30年1月に主要銀行6行について預金照会(22件)を行った。財産調査の結果を踏まえて、執行停止を含めた滞納処分の取り組みを進めている。	
7	第3款 社会福祉施設整備費等補助金の一部取消しによる返還金	約20年もの間、何らの進展のないまま、清算人への請求行為等でコストをかけ続けることは適切ではなく、今後、速やかにいづれかの方法で不納欠損処理を行うことが検討されるべきである。	本件の債権については、平成30年度中の債権放棄に向けて手続を進めている。	

平成28年度包括外部監査

[健康福祉部高齢者福祉課]
 知事部局が所管する事務のうち、社会福祉、環境保全及び産業育成等の施策に基づく諸制度において発生する税
 外収入未済金の管理に係る事務

No	事項名	結果(意見)の内容	措置状況等	区分
8	第1款 社会福祉施設整備費等補助金の一部取消しによる返還金	約20年もの間、何らの進展のないまま、清算人への請求行為等でコストをかけ続けることは適切ではなく、今後、速やかにいずれかの方法で不納欠損処理を行うことが検討されるべきである。	本件の債権については、平成30年度中の債権放棄に向けて手続を進めている。	

平成28年度包括外部監査

〔健康福祉部障害福祉事業課〕
 知事部局が所管する事務のうち、社会福祉、環境保全及び産業育成等の施策に基づく諸制度において発生する税
 外収入未済金の管理に係る事務

No	事項名	結果(意見)の内容	措置状況等	区分
9	第1款 児童措置費負担金	時効による不納欠損処理を行うとしても、財産調査の基準について再検討し、適切な財産調査を行い、滞納停止処分や時効中断措置を検討するべきである。	児童相談所担当者の徴収事務に関する知識・技能の習得のため、県税務課主催の収税担当者研修に参加した。また平成29年11月に、マニュアルに規定する徴収事務処理手順徹底のために各児童相談所の関係職員に対する研修及び、債務者への対応方法を検討するための会議を開催した。また、平成30年1月に主要銀行6行について預金照会(38件)をし、そのうち財産を確認した1件については滞納処分(差押え)を行った。	

平成28年度包括外部監査

〔健康福祉部医療整備課〕
 知事部局が所管する事務のうち、社会福祉、環境保全及び産業育成等の施策に基づく諸制度において発生する税
 外収入未済金の管理に係る事務

No	事項名	結果(意見)の内容	措置状況等	区分
10	第1款 医療技術高等学校 運営事業(みずほ寮に係 る光熱水費負担金)	現在未収のまま毎年度繰越しとなっている 5件・3万6920円の債権については、債 務者が所在不明であり、回収可能性は全くな い。 回収可能性がない債権については、放棄を することによって未収を解消するべきであ る。 債権額が1万円以下の債権については、議 会の議決が不要な専決処分として放棄するこ とができるので、未収のまま長期間経過して いることを考慮して放棄すべきである。 これまでも県が放棄をしておこなったのは、 専決処分による債権放棄の前例がほとんどな かったからであると考えられる。 今後は、低額の債権については、その回収 可能性を十分に検討した上で、回収不可能の 場合には、専決処分による債権放棄の利用の 促進をすべきである。	回収可能性がない債権については、債権放棄に向け、手 続を進めている。	
11	第1款 保健師等修学資 金貸付金返納およびその 延滞利子	滞納者に対しては事実上文書等による催告 しか行われていない。 返済能力の調査を行い、実際に返済能力が あるにもかかわらず遅滞している例について は、支払督促などの法的手続を実際に行うべ きである。	私債権での財産調査は公示済みの不動産登記の情報と滞 納者の任意の申出の情報となるため、滞納者と連絡を取 り、就業状況、家族構成等を聞き取り、納入計画を立て履 行を確認している。 履行されない場合は支払督促を検討する。	

平成28年度包括外部監査

知事部局が所管する事務のうち、社会福祉、環境保全及び産業育成等の施策に基づく諸制度において発生する税
外収入未済金の管理に係る事務

No	事項名	結果(意見)の内容	措置状況等	区分
12	第1款 行政代執行費用等の原因者等への費用求償	不動産の先順位抵当権者の有無、抵当権の被担保権額、公売を行った場合の処分見込金額等を検討し、無余剰であると合理的に判断される場合でなければならず、その場合でも、不動産市況などの状況の変化に応じて財産の差押え・換価を再検討するべきであると考ええる。	差押え不動産のうち一部については、公売を行った場合の処分見込金額を算出した上で換価をするべきと判断し、手続を進めている。 今後も不動産市況などの状況の変化に応じて、さらなる調査をし、換価を検討していく。	

平成28年度包括外部監査

[県土整備部河川環境課]
知事部局が所管する事務のうち、社会福祉、環境保全及び産業育成等の施策に基づく諸制度において発生する税
外収入未済金の管理に係る事務

No	事項名	結果(意見)の内容	措置状況等	区分
13	第1款 河川水面使用料・河川水面使用料等に 係る延滞金のうち河川水 面使用料に係る延滞金	過誤納付金については、既に還付金債権の 消滅時効期間(5年)を経過しているため、 債権者への返還の必要はないが、過年度分の 使用料を徴収する際は、時効消滅した債権を 徴収してしまふことがないように、消滅時効 の起算点の確認を徹底すべきである。	平成30年11月に土木事務所職員を対象とした研修 を実施し、時効消滅した債権に係る弁済を受領しない等、 適切な債権管理の実施について周知徹底を図った。 今後も研修や各事務所への指導等により、時効制度等に 係る正確な知識の習得を図るものとする。	
14	第2款 海岸保全区域使 用料・河川水面使用料等 に係る延滞金のうち海岸 保全区域使用料に係る延 滞金	一方の債権者は、自宅を処分して県外に転 居しているようであり、詳しい状況は不明で あるが、当該債権者に対しても、財産調査を 実施し、その結果に応じて、差押えや滞納処 分の執行停止等の措置を検討すべきである。	文書、電話及び訪問による催告の実施等の徴収努力を尽 くしたところであるが、平成30年7月に該当の債権が時 効消滅したため、不納欠損処理を実施した。	
15	第5款 債権譲渡を受け た債権の行使	第3順位の相続人について、相続放棄の有 無を調査しないまま徴収停止の決議をしてし まったことは不適切である。 徴収停止を一度解除した上で、改めて第3 順位の相続人について相続放棄の有無を確認 し、全員相続放棄をしているのであれば再度 徴収停止の議決をし、相続をした者がいるの であれば、当該相続人に対して請求を行うべ きである。	該当債権の管理を行う土木事務所が、徴収停止を一度解 除し、相続人調査の追加実施を行い、相続権者全員の相続 放棄を確認した上で、再度の徴収停止を行った。	
16	第6款 急傾斜地の崩壊 による災害の防止に関す る法律8条による行政代 執行費用	収入が乏しく、差押え可能な財産もない債 権者に対して回収を継続することは、職員に 過大な業務上の負担を課すものであるばかり でなく、かえって徴収にかかる費用の増大を 招くことにもなりかねない。 そのため、本件の債権者についても滞納処 分の執行停止の適否を検討すべきである。	平成30年11月に土木事務所職員を対象とした研修 を実施し、滞納処分執行停止の適切な実施について周知徹 底を図った。 今後、土木事務所における債権管理の状況について把握 する機会を定期的に設け、必要に応じ、適切な滞納処分執 行停止の実施について指導を行うものとする。 なお、該当債権については、分納による債権履行が行わ れているものであるが、今後分納の継続履行を図ること を最優先とするが、分納が履行されなくなった場合等に ついては、財産調査等を実施し、滞納処分の執行停止につ いて検討を行うものとする。	

平成28年度包括外部監査

〔国土整備部河川環境課〕
 知事部局が所管する事務のうち、社会福祉、環境保全及び産業育成等の施策に基づく諸制度において発生する税
 外収入未済金の管理に係る事務

No	事項名	結果(意見)の内容	措置状況等	区分
17	第6款 急傾斜地の崩壊 による災害の防止に關す る法律8条による行政代 執行費用	存命中の債務者につき、推定相続人を調査 する目的で戸籍謄本等を取得ることは、 「法令の定める事務を遂行するためには必要が ある場合」(戸籍法10条の2第2項)には 該当しないと思われため、このような調査 の適法性には疑義がある。 戸籍謄本等の公用請求をする場合には、法 律上の要件を十分に検討した上で行うよう留 意すべきである。	平成30年11月に土木事務所の職員を対象とした研修 を実施し、戸籍謄本等公用請求の適切な実施について周知 徹底を図った。 今後、土木事務所における債権管理の状況について把握 する機会を定期的に設け、戸籍謄本等の公用請求を適切に 行っていくものとする。	

平成28年度包括外部監査

〔県土整備部都市整備局住宅課〕

知事部局が所管する事務のうち、社会福祉、環境保全及び産業育成等の施策に基づき諸制度において発生する税
外収入未済金の管理に係る事務

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	区分
18	第2款 離職退去者への居住の場の確保に係る県営住宅一時使用許可	所在不明や死亡に対して、所在不明又は死亡のみに理由として請求しないことは認められない。 回収可能性について調査や確認をしていないことは、自治法240条2項、自治法施行令171条、171条の2第3号に抵触し、適法性を欠く。 相続人調査等によって回収可能性を調査確認し、回収をするか不納欠損処理をすべきか判断すべきである。	所在不明者については、関係者の連絡先など調査を尽くしたが、所在の判明に至らなかったため、債権放棄を行った。 死亡者については、相続人調査を行った結果、相続人が判明したため、今後相続人に対し請求を行っていく。また、「債権放棄に係る全庁的な方針」の債権放棄の対象に該当する場合には、議会の議決を得て債権放棄を行い、不納欠損処理を行っていく。	
19	第2款 離職退去者への居住の場の確保に係る県営住宅一時使用許可	回収可能性のない債権である場合は、放棄（自治法96条1項10号）等の手続を経て不納欠損処理をすべきである。 不納欠損処理を検討し、不納欠損すべき場合に該当する場合は、不納欠損処理に着手すべきである。	調査の結果、回収可能性がない者に対して不納欠損処理を行った。今後「債権放棄に係る全庁的な方針」の債権放棄の対象に該当する場合には、議会の議決を得て債権放棄を行い、不納欠損処理を行っていく。	
20	第3款 明渡期日経過後の高額所得入居者家賃相当額（損害金）	連帯保証人に履行を請求しておらず、請求しないことに対する特段の理由はない。 連帯保証人に対して履行請求しないことは自治法240条2項及び自治法施行令171条の2第1号に抵触しており、適法性を欠く。 適切な時期に履行請求すべきである。	高額所得者は資力があることから、これまで、連帯保証人に対する履行請求は行っていないが、個々のケースごとに回収可能性を精査した結果、現在分割納付中の1名を除き、回収及び不納欠損処理を行った。今後、同様のケースが発生した場合には指摘のとおり、特別な事情がある場合を除き、履行請求を行っていく。	

平成28年度包括外部監査

〔県土整備部都市整備局住宅課〕

知事部局が所管する事務のうち、社会福祉、環境保全及び産業育成等の施策に基づく諸制度において発生する税
外収入未済金の管理に係る事務

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	区分
21	第1款 県営住宅家賃（使 用料）	連帯保証人を付けるにあたっての手続（変更を含む）については、連帯保証人の印鑑登録証明書や所得証明書を提出させているものの、本籍地記載の住民票謄本を提出させていない。 このことから、連帯保証人が転居した場合、所在がわからなくなり、連帯保証人からの債権回収が不可能となる。 連帯保証人に履行請求しないこと等が、適法性を欠く。 フロー内に、適切な時期に履行請求する旨を入れるべきである。	平成29年9月から連帯保証人へ滞納家賃の請求を実施している。 連帯保証人への滞納家賃の請求実施について、「入居滞納者の滞納整理事務フロー」に「連帯保証人債務履行請求（滞納月数5ヶ月以上）」を平成29年10月に明記し、平成30年2月には、全戸にお知らせを配布し周知を図ったところである。 連帯保証人の本籍地記載の住民票謄本は、次の点から提出を求めないこととした。 ① 連帯保証人が所在不明となるのは、連帯保証人が住所変更手続をしないことが原因である。 ② 連帯保証人が住所変更手続を行っていれば、県は職権調査で追跡できる。	
22	第1款 県営住宅家賃（使 用料）	和解条項に抵触しても、明渡し等の執行等によって生活の本拠を奪うことをできる限り避けているという姿勢は理解できるものの、運用によって、いざという時に明渡しの執行等ができなくなってしまうのでは訴訟を提起して債務名義を取得した意義がなくなる。 そのため、訴訟上の和解をする場合は、運用実態に見合った和解条項を作成する必要がある。	平成27年度以降、訴訟和解事案がなかったため、和解条項は作成していない。 現在滞納者に対しては、保証人請求などにより滞納額の削減を図り、自主退去を促す手法により、明渡請求訴訟の対象事案の削減を進めている。 今後、訴訟和解事案が生じたときに、債務名義を取得する意義を踏まえ、事案ごとに適した和解条項を作成していく。	

県が独自に行い、且つ市町村以外の者に対して交付する補助金、負担金、及び交付金の財務事務等の執行

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	区分
23	第73 千葉県私立幼稚園 教育振興事業補助金	平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除について」は、暴力団排除条項を定めることと、県警から提供を受けた書式を用いて、受給者の役員につき、暴力団又はその関係者か否かを県警に対して照会することを求めている。よって、交付要綱に暴力団排除条項を制定し、受給者の役員につき暴力団関係者であるか否かを県警に照会すべきである。	平成30年度中に交付要綱を改正し、照会を実施している。	
24	第74 私立幼稚園特別支 援教育振興事業補助金	要綱で交付申請の際に添付しなければならぬとされている書類（「障害のある幼児に対する教育を行う旨を明示したもの」）が実際に添付されていない点については、主務課において交付先団体に提出を求めるとは、申請書類の内容について十分な検討を行っていない可能性を示唆するものである。そのため、交付先団体からの提出を徹底するか、仮にかかると書類の提出を求めない（求める必要がない）のであれば、要綱の内容を変更するべきである。	平成30年度中に交付要綱を改正し、交付申請の際の添付書類（「障害のある幼児に対する教育を行う旨を明示したもの」）については、私立幼稚園の特別支援教育の実態にあわせ、添付書類から削除する。	
25	第74 私立幼稚園特別支 援教育振興事業補助金	平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除について」は、暴力団排除条項を定めることと、県警から提供を受けた書式を用いて、受給者の役員につき、暴力団又はその関係者か否かを県警に対して照会することを求めている。よって、交付要綱に暴力団排除条項を制定し、受給者の役員につき暴力団関係者であるか否かを県警に照会すべきである。	平成30年度中に交付要綱を改正し、照会を実施している。	

県が独自に行い、且つ市町村以外の者に対して交付する補助金、負担金、及び交付金の財務事務等の執行

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	区分
26	第69 上水道繰出事業補助金	<p>本補助金については、「地方公営企業繰出金について」（総務副大臣通知）によって交付目的、交付対象事業、補助率等が示されており、県は、これに基づいて補助金を交付しているため、交付要綱を制定していないことであつた。</p> <p>しかしながら、前記通知においては、補助金交付の手續に係る規定などは規定されおらず、本補助金の交付手續に係る事務の取扱基準を定める必要性がないとはいえないため、本補助金についても交付要綱を制定すべきである。</p>	<p>補助金の交付手續に係る事務の取扱基準を定める交付要綱を制定する方向で関係課と協議しており、平成30年度内に交付要綱を制定する。</p> <p>なお、県水道局に対する補助金については、千葉県補助金等交付規則第2条第1号にいう「国及び県以外のもの」に該当しないため、同規則に基づかず予算措置をして補助を行っているものであるから、交付要綱の対象としないこととした。</p>	

平成29年度包括外部監査

[防災危機管理部消防課]

県が独自に行い、且つ市町村以外の者に対して交付する補助金、負担金、及び交付金の財務事務等の執行

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	区分
27	第92 消防振興事業補助金	<p>実績報告書に補助対象事業に係る支出の支出証書類の写しを添付することが求められず、実績報告書には支出証書類の写しは添付されていない。</p> <p>県は、職員が消防協会を訪問し、事業が適正に実施されたかどうかを確認していることであるが、報告書を作成し、支出証書類の写しを添付するなどの措置をとらなければ、確認の結果が客観的な資料として残らないため、十分な確認を行っているとはいえない。</p> <p>県の職員が消防協会に往査し、その報告書を作成のであれば、実績報告書に支出証書類の写しを添付させた場合、実績報告書の写しを添付したため、実績報告書の写しを添付した支出の支出証書類の写しを添付させる方法により、支出の確認を行うべきである。</p>	<p>平成29年度の包括外部監査の結果を踏まえ、協会に対して現地調査を行った際には報告書を作成するよう事務の改善を図ったところである。</p> <p>また、県職員が往査し、報告書を作成するのであれば、実績報告書に支出証書類の写しを添付させた方が事務処理の方法として効率的との指摘については、千葉県補助金等交付規則第14条に基づき現地調査が基本であること、また、不正防止の観点からも支出証書類の原本を確認する意味があることから、今後も現地調査を行うこととする。</p> <p>なお、この場合においても、不適正な処理等を確認した場合に、該当する支出証書類の写しを求め、調査に基づく指摘・改善状況を資料として残すこととする。</p>	

県が独自に行い、且つ市町村以外の者に対して交付する補助金、負担金、及び交付金の財務事務等の執行

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	区分
28	第12 社会を明るくする運動補助金	<p>委員会の会長は知事であり、本補助金の交付申請は知事が委員会を代表して行い、交付決定は、知事が県を代表して行っている。知事が県と委員会の双方を代表する形式で行われている。地方公共団体の長が締結する契約について、民法108条の双方代理の禁止の規定が類推適用されるとの最高裁判所平成16年7月13日判決によれば、本補助金の交付申請及び交付決定についても、双方代理の規定が類推適用され、県と委員会の双方とも法律効果が帰属していないこととなる。そこで、双方代理の問題を無くすため、委員会が県に対する補助金の交付申請を行う際の代表権を知事以外の者に付与するなどし、双方代理とならないよう措置をとるべきである。過去に交付された補助金については、双方代理のため、追認を得る措置をとるべきである。前記最高裁判例は、普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体を代表するとともに相手方を代理し又は代表して契約を締結した場合において、議会が長による上記行為を追認したときは、民法116条の類推適用により、当該普通地方公共団体に法律効果が帰属するとともに、県議会から追認を得る追認を得る措置をとるよう促すべきである。</p>	<p>県内で実施される「社会を明るくする運動」は、法務省保護局更生保護振興課に事務局が置かれる中央推進委員会が毎年度定める実施要綱に沿って、その都度、法務省千葉保護観察所が事務局となつて県内関係団体等で構成する千葉県推進委員会を組織し行われているものであり、同委員会の委員長について、運動ごと（年度ごと）に、事務局を担う法務省千葉保護観察所の所長から、県域の様々な参加団体を代表する者として、知事あてに同委員長への就任依頼があり、就任しているものである。したがって、「社会を明るくする運動」千葉県実施要綱案や同運動歳入歳出予算案等の作成に加え、補助金申請に係る手続も法務省千葉保護観察所に置かれる事務局が全て行っており、利益相反のおそれはないと考えている。なお、誤解を招かないように、補助金申請者は事務局長に改めるよう申し入れることとする。</p>	

県が独自に行い、且つ市町村以外の者に対して交付する補助金、負担金、及び交付金の財務事務等の執行

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	区分
29	第12 社会を明るくする運動補助金	補助金額は4万円であるが、補助対象事業は、受給者が行う事業全般であり、補助金交付の効果が見え難い。 補助対象事業を補助金額に見合う具体的な事業に特定し、補助金交付と補助対象事業との関連性を明確にし、補助金交付の効果が見えるようにすべきである。	犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための広報・啓発活動等に対する補助という趣旨を踏まえ、補助対象経費を通信費や会議費等を含んだ事務費全般から広報活動に係る経費に限定することとし、補助金交付要綱を改正した。	
30	第14 民間社会福祉団体等育成事業補助金（更生保護助成協会事業補助金）	補助金額は10万円であるが、補助対象事業は、事業費（帰住旅費、医療費、就職活動費、仮泊費、損害見舞金、更生保護施設助成金、その他）であり、補助金交付の効果が見え難い。 補助対象事業を補助金額に見合う具体的な事業に特定し、補助金交付と補助対象事業との関連性を明確にし、補助金交付の効果が見えるようにすべきである。	補助金交付団体（千葉県更生保護助成協会）の行う更生保護事業は大きく要保護者への緊急の支援と関係団体への助成に分かれるため、補助対象経費を交付団体が主体として行っている要保護者への緊急の支援に限定することとし、補助金交付要綱を改正した。	

県が独自に行い、且つ市町村以外の者に対して交付する補助金、負担金、及び交付金の財務事務等の執行

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	区分
31	第15 千葉県ホームヘルパー協議会運営指導事業費補助金	<p>平成26年度以降の簿冊によれば、県は、ホームヘルパー協議会に対して、年間120万円宛て補助している。120万円の算定根拠は、①総事業費を1160万4254円とし、寄付金その他の収入を控除した金額を1104万4254円と算定、②対象経費実支出額を311万403円と算定、これと③240万円のうち、もっとも低い金額である③240万円を選択し、これに1/2を乗じた額である120万円を補助金額としている。</p> <p>しかし、まず①を1160万4254円と算定しているが、この金額は、ホームヘルパー協議会の「収入」の合計である。一般的に総事業費とは、事業に要した経費の総額、すなわち「支出」の合計額である1049万421円を指す。したがって、ここに収入を記載することは誤りである。</p> <p>次に、要綱上、基準額として、総事業費から「寄付金その他の収入」を控除した額を算出するとされているが、県の算定では、「その他補助金助成金」である56万円のみしか控除していない。</p> <p>しかしながら、「寄付金その他の収入」については、要綱上、特段の限定も認められないことから、文理上、「負担金」や「雑収入」を控除しない理由はない。これを前提に再計算すると、「総事業費」である1049万421円から、「寄付金その他の収入」である1040万4254円を控除した8万6167円が、「総事業費から寄付金その他の収入を控除した額」となり、「補助対象経費」、「240万円」のうち、最も低い金額となる。補助額は、この金額を基準として補助率1/2を乗じるものである。このため、補助金額は、4万3083円が適正な金額である。</p> <p>したがって、補助額を120万円とした補助金の算出が誤っているので、支出した補助金の差額について返還を求めらるべきである。</p>	<p>当該補助金は、地域において派遣されるホームヘルパーの資質の向上とホームヘルプサービスの質を高めるとする在宅福祉サービスの普及啓発を図っている千葉県ホームヘルパー協議会が、「ホームヘルパーの資質向上のために行う研修事業及び在宅福祉サービスの普及・啓発のために行う広報事業（以下、「補助対象事業」という。）」に県として補助を行うものである。</p> <p>このような補助金の趣旨を踏まえ、要綱上は、補助申請書における「総事業費」や「寄付金その他の収入」欄には、「補助対象事業に係る総事業費（311万403円）や収入」を記載することとしていたが、これまでは誤って、「千葉県ホームヘルパー協議会の補助対象事業以外に係る収入等」が記載されてしまっていた。</p> <p>しかしながら、この誤りは結果として、「240万円」を補助基準額として、その1/2の金額を補助交付額としてきたこれまでの取扱いに変更を及ぼすものではなかった。</p> <p>なお、補助対象事業については、千葉県ホームヘルパー協議会を訪問のうえ、証拠書類を調査し、補助対象事業に係る収入がなかったことを確認している。</p> <p>また、今後、補助対象事業に限定した補助申請書が確実に作成されるよう、補助金交付要綱を改正し、申請様式の変更を行ったところである。</p>	

県が独自に行い、且つ市町村以外の者に対して交付する補助金、負担金、及び交付金の財務事務等の執行

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	区分
32	第25 母子寡婦福祉研修会等運営費補助金	現在、本補助金に関する交付要綱は存在しない。 そこで、交付手続の適正を図るため、本補助金の趣旨・目的や交付手続等について定めた交付要綱を制定すべきである。	平成30年9月28日に、本補助金の趣旨、補助対象事業、交付手続等を定めた千葉県母子寡婦福祉指導者研修会等運営費補助金交付要綱を制定した。	
33	第25 母子寡婦福祉研修会等運営費補助金	本補助金には要綱が存在しないため、暴力団排除条項も存在しないが、県暴力団排除条例の趣旨に照らし、制定する要綱には、他の補助金の交付要綱と同様に、暴力団排除条項も規定すべきである。	平成30年9月28日に制定した千葉県母子寡婦福祉指導者研修会等運営費補助金交付要綱において、くらし安全推進課と連携を取り、暴力団排除条項を設けた。	

県が独自に行い、且つ市町村以外の者に対して交付する補助金、負担金、及び交付金の財務事務等の執行

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	区分
34	第26 民間児童福祉施設 職員待遇改善事業補助金	<p>国が定めた施設の直接処遇職員配置の目標水準（以下「目標水準」という。）を上回って直接処遇職員を雇用する事業を補助するものである。目標水準は、当該施設に入所している児童の年齢別の人数（以下「入所児童に係る事実」という。）と、施設に雇用されて稼働している直接処遇職員の人数（以下「直接処遇職員に係る事実」という。）との比較に基づいて定められている。</p> <p>県は、交付決定に際して、これを確認する必要があるため、これを確認することができ、資料を添付させる必要があるところがあるが、交付申請書に添付される書類は、施設の歳入歳出予算（見込）書抄本と認定書の写しであり、入所児童に係る事実及び直接処遇職員に係る事実を確認することができない。目標水準を満たす人数の直接処遇職員が実際に稼働していることを明らかにする労働契約書や賃金台帳の各写し等が必要である。</p> <p>よって、交付要綱を改定し、交付申請書に際して、入所児童に係る事実を明らかにする資料として入所児童の名簿（住所氏名及び生年月日記載）、直接処遇職員に係る事実を明らかにする資料として労働契約書や賃金台帳の各写しを提出させるべきである。</p>	<p>交付要綱は今後改定する予定であるが、運用として、施設に通知し、労働契約書や賃金台帳の写しを提出させている。</p> <p>また、入所児童の名簿については「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発 児第86号厚生事務次官通知）に基づく提出書類となっている。</p> <p>よって、入所児童に係る事実及び直接処遇職員に係る事実を確認できている状況である。</p>	

県が独自に行い、且つ市町村以外の者に対して交付する補助金、負担金、及び交付金の財務事務等の執行

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	区分
35	第26 民間児童福祉施設 職員待遇改善事業補助金	事業実績報告書の添付書類は、「施設の歳入歳出決算見込書」及び「認定書の写し」であるが、この添付書類では、補助対象職員として認定した職員が交付決定後も実際に認定期間を通して雇用され、稼働していた事実を確認することができない。 よって、交付要綱を改定し、事業実績報告書の添付書類として、直接処遇職員に係る事実を確認することができなくなる労働契約書及び賃金台帳等の各写しを提出させざるべきである。	交付要綱は今後改定する予定であるが、施設に通知し、平成30年度から実績報告書の添付資料として労働契約書と賃金台帳等の写しの提出を義務化している。	
36	第26 民間児童福祉施設 職員待遇改善事業補助金	平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除について」が、各関係部署に対し、暴力団排除条項を定めることと、県警から提供を受けた書式を用いて、受給者の役員につき、暴力団又はその関係者が否かかを県警に対して照会することとを求められているのであるから、交付要綱に暴力団排除条項を定め、受給者である社会福祉法人の役員につき、県警に対し、暴力団関係者が否かを照会すべきである。	平成29年11月22日に交付要綱の一部を改正し、暴力団排除条項を定めた。 平成30年度から申請があった施設に対し、千葉県暴力団排除条例第9条第2項の規定に基づき県警へ照会している。	
37	第27 民間社会福祉設備 整備資金借入金補助金・利 子補給金（児童養護施設・ 乳児院）	平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除について」が、各関係部署に対し、交付要綱に暴力団排除条項を定めることと、受給者の役員につき暴力団関係者が否かを照会すべきことを定めている以上、交付決定に際し、受給者の役員につき暴力団との関係の有無を県警に照会すべきである。	平成30年6月1日に交付要綱の一部を改正し、暴力団排除条項を定めた。 平成30年度から申請があった施設に対し、千葉県暴力団排除条例第9条第2項の規定に基づき県警へ照会している。	

県が独自に行い、且つ市町村以外の者に対して交付する補助金、負担金、及び交付金の財務事務等の執行

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	区分
38	第23 民間社会福祉施設整備資金借入金補助金・利子補給金（保育所）	平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除について」が、各関係部署に対し、交付要綱に暴力団排除条項を定めることと、受給者の役員につき暴力団関係者か否かを照会すべきことを定めている以上、交付決定に際し、受給者の役員につき暴力団との関係の有無を県警に照会すべきである。	平成30年6月1日に要綱を改正し、申請のあった者全てに対して、千葉県暴力団排除条例に基づき、県警に照会を行うこととした。	
39	第24 保育所整備促進事業補助金	交付決定に際して、事業者の役員につき、千葉県警に対する暴力団関係者であるかの照会を行っていない事例が複数あった。千葉県暴力団排除条例に基づき、一律に県警への照会をすべきである。	申請のあった者全てに対して、千葉県暴力団排除条例に基づき、平成29年度から交付決定に際して県警に照会を行っている。	

平成29年度包括外部監査

[健康福祉部高齢者福祉課]

県が独自に行い、且つ市町村以外の者に対して交付する補助金、負担金、及び交付金の財務事務等の執行

No	事項名	結果(意見)の内容	措置状況等	区分
40	<p>第19 一般社団法人千葉 県高齢者福祉施設協会活動 促進事業費補助金</p>	<p>運営管理推進員設置事業は、県職員の退職者を高齢者福祉施設協会の運営管理推進員に配置する事業であり、これに対する補助金は、県職員の退職者の人件費に充てられている。平成26年6月に地方公務員法38条の2が規定され、同条1項によって離職後に営利企業等に再就職した元職員が離職後2年間に、契約等の事務であつて、離職前5年間の職務に関する要求又は依頼することが禁止され、これに違反した再就職者は、同法60条4号により1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることになった。補助金の交付は、法律行為としては贈与であり、受給者に対する処分であるから、再就職した元職員が、離職後2年以内に、離職前5年間に在籍していたことがある部課が所管する補助金等の交付を要求し又は依頼すれば、地方公務員法38条の2第1項に該当することになる。これらの要件の一つでも欠ければ地方公務員法38条の2第1項違反にはならないものの、元職員としての立場を利用して補助金の交付を要求又は依頼する行為が適正な行為になるわけではない。</p> <p>このように、再就職者に人件費補助がなされる場合は、離職時期、離職前過去5年間の所属先が重要であるから、交付決定に際してはこれらの事実を調査し、確認すべきであり、かつ、その資料を交付決定の記録につづるべきである。</p>	<p>再就職先の団体において補助金に係る所定の手続を行う行為が直ちに地方公務員法違反となるとまでは認識していないが、必要に応じ、人事担当部局へ職歴の確認を行うこととした。</p>	

平成29年度包括外部監査

[健康福祉部高齢者福祉課]

県が独自に行い、且つ市町村以外の者に対して交付する補助金、負担金、及び交付金の財務事務等の執行

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	区分
41	<p>第19 一般社団法人千葉 県高齢者福祉施設協会活動 促進事業費補助金</p>	<p>地方公務員法38条の6の制定によって、元職員の退職管理の適正確保に必要な措置をとることが求められることになったため、その措置として、再就職状況を公表して透明化する。ことにし、平成26年6月、「千葉県退職職員の再就職状況の公表に関する要綱」を定め、退職職員の再就職状況を公表している。ところが、再就職した職員についてその人件費補助がなされる場合も、人件費補助についてはこの要綱では公表事項とされていない。県は、人件費補助を補助金として公表しているが、運営管理推進員設置事業に対する補助金という公表の仕方では、人件費補助とは理解できないし、再就職と結びつけて理解することもできないことであり、再就職に人件費補助がなされている事実が公表されているとは認められない。犯罪行為ではない元職員の再就職につき、再就職の適正確保のために再就職を公表して県民の監視の下に置いているのに、地方公務員法38条の2第1項の犯罪が成立することがあり得る、あるいはそれを疑われる人件費補助付き再就職について、公表しないのであれば、再就職の適正確保の措置を講じていないことにはかならない。よって、再就職の公表の際、人件費補助がなされる事実（人件費の金額は除く）も併せて公表すべきである。</p>	<p>県の再就職状況の公表事項は、国や他の都道府県と同等の内容となっており、妥当なものと考えられる。また、再就職者による「働きかけ」は、地方公務員法で禁止されており、罰則もあることや、働きかけを受けた職員は人事委員会へ届出が義務付けられているなど、再就職の適正確保は担保されていることから、公表事項は現状どおりとする。</p>	

平成29年度包括外部監査

[健康福祉部高齢者福祉課]

県が独自に行い、且つ市町村以外の者に対して交付する補助金、負担金、及び交付金の財務事務等の執行

No	事項名	結果(意見)の内容	措置状況等	区分
42	第19 一般社団法人千葉 県高齢者福祉施設協会活動 促進事業費補助金	施設運営指導事業及び研修事業の実績報告には、支出の領収書等が添付されていない。関係人調査の結果、補助事業の経費として計上された金額は、高齢者福祉施設協会の全経費の支出原因行為と補助事業の経費の支出行為との割合によって算出された金額であり、補助事業の経費として計上された金額に、他の経費が紛れ込んでいる可能性を否定できないことが判明した。よって、補助対象事業の経費とその他の経費とを区別すべきである。	実績報告書に支出の領収書等掛かった経費に関する証拠書類の添付を義務付け、補助対象事業の経費を区別し、報告することを義務付けた。	
43	第19 一般社団法人千葉 県高齢者福祉施設協会活動 促進事業費補助金	職員が往査して会計調査をしても、それを報告書にまとめて領収書等の支出証拠書類の写しを添付して県の簿冊につづられなければ、会計が適正になされた事実は調査した職員の主観に止まり、県が調査したことにはならない。よって、実績報告書には、領収書等の支出証拠書類を添付させるべきである。	実績報告書には、領収書等の証拠書類の添付を義務づけた。	
44	第20 民間社会福祉施設 整備資金・利 子補給金	平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除について」が、各関係部署に対し、交付要綱に暴力団排除条項を定めることと、受給者の役員につき暴力団関係者か否かを照会すべきことを定めている以上、交付決定に際し、受給者の役員につき暴力団との関係の有無を照会すべきである。	平成30年6月1日付けで「民間社会福祉施設整備資金借入金補助金・利子補給金交付要綱」を改正、暴力団排除条項を規定し、交付決定時に社会福祉法人役員団との関係の有無を県警に照会し確認している。	

県が独自に行い、且つ市町村以外の者に対して交付する補助金、負担金、及び交付金の財務事務等の執行

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	区分
45	第29 千葉県ことばを育てる会事業補助金	本補助金に関しては、交付要綱が作成されていない。 そこで、交付手続の適正を図るため、本補助金の趣旨・目的や交付手続等について定めた交付要綱を制定すべきである。	平成30年5月31日、本補助金の趣旨・目的や交付手続等について定めた交付要綱を制定し、平成30年度予算に係る補助金から適用している。	
46	第30 千葉県手をつなぐ育成会事業及び療育親子の旅事業補助金	本補助金に関しては、交付要綱が作成されていない。 そこで、交付手続の適正を図るため、本補助金の趣旨・目的や交付手続等について定めた交付要綱を制定すべきである。	平成30年5月31日、本補助金の趣旨・目的や交付手続等について定めた交付要綱を制定し、平成30年度予算に係る補助金から適用している。	
47	第30 千葉県手をつなぐ育成会事業及び療育親子の旅事業補助金	県から交付先団体へ送付される、補助金の交付決定書や額の確定通知書においては、交付対象事業毎の補助金額ではなく、それらを合計した金額のみが記載されていた。 しかし、使途が交付先団体の事業費一般と療育親子の旅事業とに分かれているのであれば、明確性、手続の適正化のため、それぞれの書類にも内訳を明示して記載すべきである。	補助金交付と補助対象事業との関連性を明確にし、補助金交付の効果が見えるようにするため、本補助金に関する交付要綱において、補助対象事業を「療育親子の旅事業」に一本化した。	
48	第30 千葉県手をつなぐ育成会事業及び療育親子の旅事業補助金	療育親子の旅事業に関し、実績報告書で別紙として添付されているはずの実施要領が添付されていない点については、主務課において交付先団体から提出された実績報告書について十分な検討を行っていない可能性を示唆するものである。 そのため、交付先団体に追完を求めらるべきである。	交付先団体から実施要領を受領済みである。	

県が独自に行い、且つ市町村以外の者に対して交付する補助金、負担金、及び交付金の財務事務等の執行

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	区分
49	第30 千葉県手をつなぐ育成会事業及び療育親子の旅事業補助金	療育親子の旅事業に関する実績報告書に記載されている事業費の支出済額（242万3748円）と、添付されている決算書に記載されている同事業の支出額（236万4318円）が異なるため、県としてはその点につき受給先への確認をすべきである。	実績報告書に記載されている事業費の支出済額（2,423,748円）と、添付されている決算書に記載されている同事業の支出額（2,364,318円）の差額59,430円については同決算報告書「部会費」の（448,282円）に含まれている。 なお59,430円の内訳は宿泊費30,000円、昼食代3,800円、交通費25,630円である。	
50	第30 千葉県手をつなぐ育成会事業及び療育親子の旅事業補助金	療育親子の旅事業に対する補助金に関しては、実績報告の際、実際の支出資料（領収書など）の写しの提出を求め、確認すべきである。	平成30年度補助金に係る実績報告から支出資料等の写しの提出を求めるとする。	
51	第31 千葉県肢体不自由児協会事業補助金	本補助金に関しては、交付要綱が作成されていない。 そこで、交付手続の適正を図るため、本補助金の趣旨・目的や交付手続等について定めた交付要綱を制定すべきである。	平成30年5月31日、本補助金の趣旨・目的や交付手続等について定めた交付要綱を制定し、平成30年度予算に係る補助金から適用している。	
52	第31 千葉県肢体不自由児協会事業補助金	県から交付先団体へ送付される、補助金の交付決定書や額の確定通知書においては、交付対象事業ごとの補助金額ではなく、それらを合計した金額のみが記載されていた。 しかし、補助対象事業が複数に分かれているのであれば、明確性、手続の適正化のため、それぞれの書類にも内訳を明示して記載すべきである。	要綱作成に伴い、補助金の対象事業を「ボランテニア事業」「親子の旅事業」「機能訓練機器貸与事業」「療育キャンプ事業」に特定し、その内訳をそれぞれの書類に記載するようにした。	
53	第31 千葉県肢体不自由児協会事業補助金	実績報告の際、実際の支出資料（領収書など）の写しの提出を求め、確認すべきである。	平成30年度補助金に係る実績報告から支出資料等の写しの提出を求めるとする。	
54	第32 千葉県自閉症協会事業及び親子の旅事業補助金	本補助金に関しては、交付要綱が作成されていない。 そこで、交付手続の適正を図るため、本補助金の趣旨・目的や交付手続等について定めた交付要綱を制定すべきである。	平成30年5月31日、本補助金の趣旨・目的や交付手続等について定めた交付要綱を制定し、平成30年度予算に係る補助金から適用している。	

平成29年度包括外部監査

[健康福祉部障害者福祉推進課]

県が独自に行い、且つ市町村以外の者に対して交付する補助金、負担金、及び交付金の財務事務等の執行

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	区分
55	第32 千葉県自閉症協会 事業及び親子の旅事業補助 金	県から交付先団体へ送付される、補助金の交付決定書や額の確定通知書においては、交付対象事業ごとの補助金額ではなく、それらを合計した金額のみが記載されていた。しかし、補助対象事業が複数に分かれているのであれば、明確性、手続の適正化のため、それぞれの書類にも内訳を明示して記載すべきである。	親子の旅事業のほかにも補助金の対象とするべき福祉の増進を図るための広域性の高い事業があるため、要綱作成に伴い、補助金の効果が見えるように補助金の対象を「運営費及び事業費」と一本化した。	
56	第32 千葉県自閉症協会 事業及び親子の旅事業補助 金	交付申請に関し、別紙として添付されているはずの計画書が添付されていない点につき、交付先団体に追完を求め、確認すべきである。	平成30年度からは計画書を添付させて対応している。	
57	第32 千葉県自閉症協会 事業及び親子の旅事業補助 金	実績報告の際、実際の支出資料（領収書など）の写しの提出を求め、確認すべきである。	平成30年度補助金に係る実績報告から支出資料等の写しの提出を求めるとする。	
58	第33 千葉県視覚障害者 福祉協会運営費補助金	補助金額は22万円であるが、補助対象事業は、受給者が行う事業全般であり、補助金の交付の効果が見えにくい。 補助対象事業を補助金額に見合う具体的な事業に特定し、補助金交付と補助対象事業との関連性を明確にし、補助金交付の効果が見えるようにすべきである。	補助金交付と補助対象事業との関連性を明確にし、補助金交付の効果が見えるよう、本補助金に関する交付要綱において、補助対象事業を補助金額に見合う具体的な事業（「福祉大会事業」及び「社会見学事業」）に特定した。	
59	第33 千葉県視覚障害者 福祉協会運営費補助金	本補助金に関しては、交付要綱が作成されていない。 そこで、交付手続の適正を図るため、本補助金の趣旨・目的や交付手続等について定めた交付要綱を制定すべきである。	平成30年5月31日、本補助金の趣旨・目的や交付手続等について定めた交付要綱を制定し、平成30年度予算に係る補助金から適用している。	

平成29年度包括外部監査

[健康福祉部障害者福祉推進課]

県が独自に行い、且つ市町村以外の者に対して交付する補助金、負担金、及び交付金の財務事務等の執行

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	区分
60	第34 ク・パラリンピック ク・パラリンピック リート強化・支援事業補助 金	補助対象事業のうち障害者競技組織体制の整備事業に関しても、実績報告の際、実際の支出資料（領収書など）の写しの提出を求め、確認すべきである。 また、障害者スポーツ選手の掘り起こし事業に関しても、担当者による領収書データ面の確認だけでなく、他の関連資料とともに面でも（いつでも）確認できる体制にしておくべきである。	障害者競技組織体制の整備事業に関して、支出資料の写しの提出を求め確認を行うこととする。 また、障害者スポーツ選手の掘り起こし事業に関しても、書面でファイイル保管することとし、他の職員によっても確認できる体制とする。	

平成29年度包括外部監査

[健康福祉部障害福祉事業課]

県が独自に行い、且つ市町村以外の者に対して交付する補助金、負担金、及び交付金の財務事務等の執行

No	事項名	結果(意見)の内容	措置状況等	区分
61	第36 千葉県袖ヶ浦福祉センター利用者受入施設等整備費補助金	平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除について」により、各関係部署に対し、交付要綱に排除条項を定めること等を求めている。暴力団排除が条例上の要求であるので、交付要綱に暴力団排除規定を整備し、誓約書を求め、警察本部への照会をするなど、徹底を図るべきである。	平成30年6月13日付けで千葉県袖ヶ浦福祉センター利用者受入施設等整備費補助金交付要綱を改正、暴力団排除に係る規定を整備し、交付決定時に暴力団関係の有無について警察本部へ照会している。	
62	第37 民間社会福祉施設整備資金借入金補助金・利子補給金	平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除について」により、各関係部署に対し、交付要綱に排除条項を定めること等を求めている。暴力団排除が条例上の要求であるので、交付要綱に暴力団排除規定を整備し、誓約書を求め、警察本部への照会をするなど、徹底を図るべきである。	平成30年6月1日付けで民間社会福祉施設整備資金借入金補助金・利子補給金交付要綱を改正し、暴力団排除に係る規定を整備した。 今後、交付決定時に暴力団関係の有無について警察本部へ照会する。	
63	第38 ホーム障害者グループホーム整備費補助金	平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除について」により、各関係部署に対し、交付要綱に排除条項を定めること等を求めている。暴力団排除が条例上の要求であるので、交付要綱に暴力団排除規定を整備し、誓約書を求め、警察本部への照会をするなど、徹底を図るべきである。	平成30年3月30日付けで障害者グループホーム整備費補助金交付要綱を改正し、暴力団排除に係る規定を整備した。 今後、交付決定時に暴力団関係の有無について警察本部へ照会する。	

平成29年度包括外部監査

[健康福祉部障害福祉事業課]

県が独自に行い、且つ市町村以外の者に対して交付する補助金、負担金、及び交付金の財務事務等の執行

No	事項名	結果(意見)の内容	措置状況等	区分
64	第39 民間障害児入所施設等職員待遇改善事業補助金	平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除について」により、各関係部署に対し、交付要綱に排除条項を定めることと、受給者の役員につき暴力団関係者が否かを県警に照会すべきこととが定められている以上、暴力団排除規定を制定し、県警に照会すべきである。実績報告書に領収書等の支出証拠書類が添付されていない。領収書等の有無やその内容を確認しなければ、事業実施の有無やその支出を招くおそれもあり、事業の見直しも不十分となる可能性がある。よって、実績報告書に領収書等の支出証拠書類を添付させるべきである。	平成30年3月30日付けで交付要綱を改正し、暴力団排除に係る規定を整備した。今後、交付決定時に暴力団関係の有無について警察本部へ照会する。	
65	第39 民間障害児入所施設等職員待遇改善事業補助金	事業実施の有無及びその内容を確認できる書類(雇用契約書及び貸金台帳等)を添付させるよう、平成30年度中に交付要綱を改正する。		

平成29年度包括外部監査

[健康福祉部医療整備課]

県が独自に行い、且つ市町村以外の者に対して交付する補助金、負担金、及び交付金の財務事務等の執行

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	区分
66	第10 介護老人保健施設整備資金利子補給事業	<p>県は、関係部署に対し、平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除について」にて、暴力団排除条項を定めることと、受給者の役員につき、暴力団又はその関係者か否かを県警に対して照会することを求めている。</p> <p>介護老人保健施設整備資金利子補給金の受給者は融資を受けた者であるから、その役員につき、県警に対し、暴力団関係者か否かを照会すべきである。</p>	<p>「千葉県介護老人保健施設整備資金利子補給金交付要綱」に暴力団排除条項を設けるために平成31年3月までに要綱改正を行う。</p>	

平成29年度包括外部監査

[環境生活部環境政策課]

県が独自に行い、且つ市町村以外の者に対して交付する補助金、負担金、及び交付金の財務事務等の執行

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	区分
67	千葉県中小企業振興資金（環境保全資金）利子補給	千葉県暴力団排除条例9条1項は、県が暴力団排除に必要な措置を講ずることが求められているところ、中小企業振興資金（環境保全資金）利子補給の実質的な受給者は融資を受けた中小企業であるから、かつその中小企業に暴力団排除条項を制定し、暴行団関係者か否かを照会すべきである。	中小企業振興資金（環境保全資金）については、金融機関において融資の可否を決定する際に、反社会的勢力関係者から、暴力団排除措置がなされていることにつき、県警に対し、暴力団関係者か否かの照会等は不要である。	

県が独自に行い、且つ市町村以外の者に対して交付する補助金、負担金、及び交付金の財務事務等の執行

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	区分
68	第3 手賀沼水環境保全協議会負担金	<p>本負担金の交付申請及び交付決定については、手賀沼水環境保全協議会の会長を務めている県知事が同協議会と県の双方を代表する形で行われている。地方公共団体の長が締結する契約について、民法108条の双方代理の禁止の規定が類推適用されるとの最高裁判所平成16年7月13日判決によれば、本負担金の交付申請及び交付決定についても、双方代理の禁止の規定が類推適用されると考えられる。そのため、会則の改正や同協議会の総会決議などによって、県に対する負担金の交付申請を行う際の代表権を知事以外の者に付与するなどし、双方代理とならないよう措置をとるべきである。</p> <p>過去に交付された負担金については、双方代理のため、取り消されうる状態であるため、追認を得る措置をとるべきである。</p> <p>前記最高裁判例は、普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体を代表するとともに相手方を代理し又は代表して契約を締結した場合において、民法116条の類推適用により、当該普通地方公共団体に法律効果が帰属するとしていたため、県議会から追認を得るとともに、協議会に対して、総会決議で追認を得るなどの措置をとるよう促すべきである。</p>	<p>本負担金の交付手続については、知事が事前に合意・締結した手賀沼の水環境保全に関する協定の負担割合により決まっている金額を、機械的・事務的に支払っているに過ぎず、利益相反が生じる余地はないものであることから、「双方代理の禁止の規定が類推適用されるものと考えられる。」との指摘には当たらないと判断した。</p>	

県が独自に行い、且つ市町村以外の者に対して交付する補助金、負担金、及び交付金の財務事務等の執行

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	区分
69	第4 千葉県文化振興財団 総合文化振興事業費補助金	<p>実績報告が単に費目別の金額が掲載された決算書を添付するのみで、実際に支出があったこととの裏付けとなる書類が添付されていない（要綱10条に証拠書類を保管しなければならない旨の定めがあり、必要に応じて県が確認をすることは可能であるが、県が証拠書類の確認をしたことはない。）。</p> <p>実績報告書に支出を明らかにする領収書等の支出証拠書類を添付させて確認しなければ、補助対象事業が実際に行われたか否か、補助金がその事業に充てられたか否かが明らかにならない。よって、実績報告書に領収書等の支出証拠書類を添付させるべきである。</p>	平成29年度の実績報告から領収書等の支出証拠書類を添付することとし、当該課において、補助対象事業の適切な執行について確認を行うこととした。	

県が独自に行い、且つ市町村以外の者に対して交付する補助金、負担金、及び交付金の財務事務等の執行

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	区分
70	第26 内外情勢調査会 費負担金	<p>県では、商工労働部長以外の幹部職員等もそれぞれ本調査会の会員となり、別個に会費を負担している。</p> <p>しかし、部局間で情報を共有すれば、必ずしも各幹部職員等がそれぞれ本調査会の会員である必要はないものと思われ、年会費は20万7360円であって安価とはいえない。</p> <p>よって、効率性の観点から、本負担金の要否について検討すべきである。</p>	<p>庁内各部局それぞれ施策検討に必要な情報が多いため、部局間での情報共有は難しいと考える。</p> <p>また、例えば地方創生のような多くの部局に関わるテーマでの講演会における情報収集に際して、1会員につき1名のみ参加となるため、それぞれの部局が会員とならざるを得ない状況がある。</p> <p>こうしたことから、商工労働部としては情報収集や知識向上の一つの情報源として施策検討に役立てる必要があるため、入会を継続する。</p>	
71	第1 運輸事業振興助成交付金	<p>千葉県バス協会の実績報告及び千葉県トラック協会の実績報告には、領収書等の添付がなく、支出が確認できない。</p> <p>補助金等の適正化において最も重要なことは不正受給の防止であり、まずなすべきことは支出の有無及び内容の確認である。</p> <p>県では、毎年、担当職員が往査して会計書類を確認していることであるが、その報告書は作成されていない。仮に監査報告書を作成するとすれば、監査報告書に支出を確認できる資料の写しを添付しなければならぬ。</p> <p>その程度の証拠書類が揃った報告書が県の管理する簿冊につづられていて、初めて県が支出を確認したと認められるのであって、そうでなければ不正な支出が無かつたことの確認は、担当職員の主観にとどまる。報告書を作成して領収書等の資料を添付するくらいならば、受給者の実績報告書に領収書を添付させた方が事務処理として効率が遙かに高い。</p> <p>よって、実績報告書に支出を確認できる領収書等の証拠書類を添付させるべきである。</p>	<p>当該交付金は、安全運行の確保等交通安全対策に関する事業等を実施するために千葉県バス協会及び千葉県トラック協会に交付されており、この交付金により両団体が広域事業や会員事業者への助成事業等を実施している。</p> <p>両団体からの実績報告において、現金支出については領収書を添付させていたが、支出の大半を占める口座振込による支出については、両団体への請求書を添付させており、実際の支出が確認できる書類を添付させていなかった。</p> <p>平成31年1月に実施した交付金要綱に基づく両団体への調査において、金融機関への振込依頼書及び引き落としのあった通帳により口座振込に係る支出が確認できた。</p> <p>よって、平成30年度分以降の実績報告書には、両団体への指導を行い、現金支出に係る領収書に加え、振込依頼書及び引き落としのあった通帳の写しを添付させることとした。</p>	

県が独自に行い、且つ市町村以外の者に対して交付する補助金、負担金、及び交付金の財務事務等の執行

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	区分
72	第46 動産担保融資手数料補助	平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除について」が、各関係部署に対し、交付要綱に排除条項を定めることと、受給者の役員につき暴力団関係者か否かを県警に照会すべきことを定めている。よって、暴力団排除条項を定め、受給者につき県警に照会すべきである。	本補助金は、中小企業者等への金融機関を介した間接補助であり、県に補助金交付申請がされる前段階の融資審査時の金融機関における措置により、反社会的勢力関係者がすでに排除され、暴力団排除措置がなされていることか、暴力団排除条項を定めることや、融資を受けた者につき、県警に対し、暴力団関係者か否かの照会等は不要である。	
73	第48 経営安定資金・再生資金信用保証料補助金	平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除について」は、各関係部署に対し、交付要綱に排除条項を定めることと、受給者の役員につき暴力団関係者か否かを県警に照会すべきことを定めている。よって、実質的に補助対象となる小規模企業者につき、暴力団排除条項を定め、受給者につき県警に照会すべきである。	本補助金の実質的な補助対象となる小規模企業者については、信用保証協会から県に補助金交付申請がされる前段階の融資審査時の金融機関における措置により、反社会的勢力関係者がすでに排除され、暴力団排除措置がなされていることから、暴力団排除条項を定めることや、融資を受けた者につき、県警に対し、暴力団関係者か否かの照会等は不要である。	

県が独自に行い、且つ市町村以外の者に対して交付する補助金、負担金、及び交付金の財務事務等の執行

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	区分
74	第49 千葉県商店街振興組合連合会補助金	<p>関係人調査として、商店街振興組合連合会の調査を実施した結果、商店街振興組合連合会は、事務所を設けず、固定電話は設置せず、かつ事務員は雇用せず、事務は、中小企業中央会に對し月額2万5000円で委託していること、が判明した。この事務委託は、平成13年10月1日に始まり、以後毎年自動更新されて16年が経過している。その経緯は、商店街振興組合連合会が財政面でせいで弱体化し、事務所を設置し、職員を雇用することができなくなったためである。</p> <p>補助金の受給者は、善良なる管理者の注意をもって補助対象事業を実施しなければならぬ。</p> <p>事業及びその会計の事務全般を第三者に委託している場合、その事務処理が受給者の指揮命令に基づかない。</p> <p>県は、受給者が事務を委託している第三者に對し、指揮命令、監督を行っているかを確認する必要がある。交付要綱を改定して、交付申請書及び実績報告書に、事業の実施及び会計処理が受給者の指揮命令に従ってなされるべきである。</p>	<p>平成30年度事業の実施にあたり、補助金の受給者に、善良なる管理者の注意をもって補助対象事業を実施することとを定めた千葉県補助金等交付規則第9条第1項の規定を満たしていることの確認のため、事務処理が受給者の指揮命令に基づいて行われていることを示す記録を残すよう指導した。</p>	

県が独自に行い、且つ市町村以外の者に対して交付する補助金、負担金、及び交付金の財務事務等の執行

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	区分
75	第49 千葉県商店街振興組合連合会補助金	<p>実績報告書は、実施した事業内容の記載が具体的かつ詳細であるが、支出内訳には支払先の記載がなく、領収書等の疎明資料も添付されていないため、補助金の具体的使途、その内訳が確認できない。</p> <p>支出の確認は、不正支出を防ぐための最も重要な事務である。</p> <p>県では、職員が往査して支出を確認していることであるが報告書に領収書の写しを添付しなければ、往査の結果は客観的な資料として残らず、上司の管理監督も内容には及ばず、支出を確認したとは言えない。往査して作成する報告書に支出証拠書類の写しを添付するのであれば、実績報告書のその写しを添付させる方が事務処理の効率が良い。</p> <p>よって、実績報告書には、支出証拠書類を添付させるべきである。</p>	<p>平成29年度事業より支出証拠書類の写しを添付するにとした。</p>	

県が独自に行い、且つ市町村以外の者に対して交付する補助金、負担金、及び交付金の財務事務等の執行

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	区分
76	第50 千葉県商店街連合会補助金	<p>関係人調査として、商店街連合会の調査を実施した結果、商店街連合会は、事務所を設けず、固定電話は設置せず、かつ事務員は雇用せず、事務は、中小企業中央会に対し月額2万5000円で委託していることが判明した。この事務委託は、平成13年10月1日に始まり、以後毎年自動更新されて16年が経過している。その経緯は、商店街連合会が財政面で弱い弱体化し、事務所を設置し、職員を雇用することができなくなったためである。</p> <p>補助金の受給者は、善良なる管理者の注意をもって補助対象事業を実施しなければならぬ。</p> <p>事業及びその会計の事務全般を第三者に委託している場合、その事務処理が受給者の指揮命令に基づき適切に行われるべきであり、その適法ではない。</p> <p>県は、受給者が事務を委託している第三者に対し、指揮命令、監督を行っているかを確認する必要がある。交付要綱を改定して、交付申請書及び実績報告書に、事業の実施及び会計処理が受給者の指揮命令に従ってなされていることが確認できる資料を添付させるべきである。</p>	<p>平成30年度事業の実施にあたり、補助金の受給者に、事業者の注意をもって補助対象事業を実施することと定めた千葉県補助金等交付規則第9条第1項の規定を満たしていることの確認のため、事務処理が受給者の指揮命令に基づいて行われていることを示す記録を残すよう指導した。</p>	

県が独自に行い、且つ市町村以外の者に対して交付する補助金、負担金、及び交付金の財務事務等の執行

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	区分
77	第50 千葉県商店街連合会補助金	<p>実績報告書は、実施した事業内容の記載が具体的かつ詳細であるが、支出内訳には支払先の記載がなく、領収書等の疎明資料も添付されていないため、実績報告書からは、補助金の具体的使途、その内訳が確認できない。</p> <p>支出の確認は、不正支出を防ぐための最も重要な事務である。</p> <p>県では、職員が往査して支出を確認していることであるが、報告書を作成し、その報告書に領収書の写しを添付しなければ、往査の結果は客観的な資料として残らず、上司の管理監督も内容には及ばず、支出を確認したとは言えない。往査して作成する報告書に支出証拠書類の写しを添付するのであれば、実績報告書の写しを添付させる方が事務処理の効率が良い。</p> <p>よって、実績報告書には、支出証拠書類を添付させるべきである。</p>	<p>平成29年度事業より支出証拠書類の写しを添付するにとした。</p>	

県が独自に行い、且つ市町村以外の者に対して交付する補助金、負担金、及び交付金の財務事務等の執行

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	区分
78	第62 公益財団法人かずさDNA研究所事業費補助金	平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除については、各関係部署に対し、交付要綱に暴力団排除条項を定め、県警に對し、受給者が暴力団関係者の照会をすることを求めている。よって、交付要綱に暴力団排除条項を規定し、県警に對し、受給者につき、暴力団との関係の有無を照会すべきである。	公益財団法人かずさDNA研究所事業費補助金については、県に補助金申請を行う前段階である公益財団法人の認定手続の際に、反社会的勢力関係者がすでに排除され、暴力団排除措置がなされていることから、補助金交付要綱に暴力団排除条項を定め、県警に對し、暴力団関係者か否かの照会を行うことは不要である。	
79	第63 下請取引振興事業費補助金	平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除については、各関係部署に對し、交付要綱に暴力団排除条項を定めること等を求めている。暴力団排除が条項上の要求であるので、交付要綱に暴力団排除規定を整備し、誓約書を求め、警察本部への照会をするなど、徹底を図るべきである。	下請取引振興事業費補助金については、公益財団法人千葉県産業振興センターのみに對する補助金であり、県に補助金申請を行う前段階である公益財団法人の認定手続の際に、反社会的勢力関係者がすでに排除され、暴力団排除措置がなされていることから、補助金交付要綱に暴力団排除条項を定め、県警に對し、暴力団関係者か否かの照会を行うことは不要である。	

平成29年度包括外部監査

[商工労働部観光誘致促進課]

県が独自に行い、且つ市町村以外の者に対して交付する補助金、負担金、及び交付金の財務事務等の執行

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	区分
80	第44 千葉県映画・テレビ等撮影支援事業補助金	<p>本要綱には暴力団排除条項が規定され、これに基づき、本補助金の受給者は自らが暴力団関係者ではないことを誓約する誓約書を県に提出している。</p> <p>しかし、県は、県警に対し、申請者が暴力団関係者に該当するか否かの照会を行っていない。受給者につき、県警に照会すべきである。</p>	<p>平成30年度より県警に対し、申請者が暴力団関係者に該当するか否かの照会を行っている。</p>	

平成29年度包括外部監査

[商工労働部雇用労働課]

県が独自に行い、且つ市町村以外の者に対して交付する補助金、負担金、及び交付金の財務事務等の執行

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	区分
81	第59 中小企業人材採用 サポート事業補助金	平成28年度の時点においては、本補助金の交付要綱には暴力団排除条項が設けられておらず、役員等に暴力団関係者の有無の照会も行われていなかったため、要綱を改訂し、暴力団排除条項を制定する必要がある。ただし、平成29年度からは、交付要綱にも暴力団排除条項が加えられ、県警への照会も行っており、上記の点については既に対応済みとのことである。	平成29年度から、交付要綱に暴力団排除条項を加え、県警への照会も行っている。	
82	第59 中小企業人材採用 サポート事業補助金	本補助金の実績報告に際しては、補助対象経費の支出証拠書類の写しの添付が求められていない。 県は、実地検査によって支出証拠書類を確認していることであるが、支出の確認を実地検査のみで行ったとしても、その際に確認した内容の記録が残されていないければ、第三者が支出の適正性を検証することができず、確認の方法として十分なものとは言えない。 したがって、実績報告書に、支出証拠書類の写しの提出を求めべきである。	本補助金については、事業の運営費全般を補助対象経費としていたため、支出証拠書類の量も簿冊が十数冊に及ぶものとなる。 そのため、支出証拠書類の写しの添付を求めることは、情報漏洩対策（危機管理）・分量等の面で、事業者にとって大きな負担を強いることになる。 そこで、毎年度、事業完了後に実績報告書の提出を求めるとともに、複数名による実地検査によって支出証拠書類の内容を確認し、支出の適正を審査しているところである。 なお、支出証拠書類については、5年間保管することとされており、第三者による検証が必要な場合には、随時確認することとも可能である。	

平成29年度包括外部監査

[商工労働部雇用労働課]

県が独自に行い、且つ市町村以外の者に対して交付する補助金、負担金、及び交付金の財務事務等の執行

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	区分
83	第60 千葉県高齢者就業機会確保事業費補助金	<p>実績報告書には、支出証拠書類の写しの添付がなされていないため、補助対象経費の支出が適正であるかどうかの確認することができない。</p> <p>実績報告を受けた際に、補助対象事業に係る支出が適正かどうかを審査できようにするため、実績報告書には補助対象経費の支出に係る支出証拠書類の写しの添付を求めべきである。</p>	<p>本補助金については、事業の運営費全般を補助対象経費としていたため、支出証拠書類の量も簿冊が十数冊に及ぶものとなる。</p> <p>そのため、支出証拠書類の写しの添付を求めることは、情報漏洩対策（危機管理）・分量等の面で、事業者に過大な負担を強いることになる。</p> <p>そこで、毎年度、事業完了後に実績報告書の提出を求めるとともに、複数名による実地検査によって支出証拠書類の内容を確認し、支出の適正を審査しているところである。</p> <p>なお、支出証拠書類については、5年間保管することとされており、必要に応じて、随時確認することとされる。</p>	

県が独自に行い、且つ市町村以外の者に対して交付する補助金、負担金、及び交付金の財務事務等の執行

No	事項名	結果(意見)の内容	措置状況等	区分
84	第84 中小漁業融資保証制度安定対策事業	<p>千葉県漁業信用基金協会の常勤役員に再就職した元職員の人件費補助である。離職後に営利企業等に再就職した元職員が離職後2年間に、契約等の事務であって、離職前5年間の職務に関する要求又は依頼すること、地方公務員法38条の2第1項に禁じられ、これにより1年以下の懲役又は、同法60条4号により1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。補助金の交付は、法律行為としては贈与であり、受給者に対する処分であるから、再就職した元職員が、離職後2年以内に、離職前5年間に在籍していたことがある部課が所管する補助金等の交付を要求し又は依頼すれば、同法38条の2第1項に該当することになる。</p> <p>これらの要件の一つでも欠ければ地方公務員法38条の2第1項違反にはならないものの、元職員としての立場を利用して補助金の交付を要求又は依頼する行為が適正な行為になるわけではない。それゆえ、再就職者に人件費補助をする場合は、離職時期、離職前過去5年間の所属先が重要であるから、交付決定に際してはこれらの事実を調査し、確認すべきであり、かつ、その資料を交付決定の記録につづるべきである。</p>	<p>地方公務員法第38条の2第1項に規定する働きかけ規制は再就職者個人が、在職中の職務に関して在職時の地位や人間関係を利用して行政に要求等を行うことを防止するためのものであり、再就職先の団体において補助金に係る所定の手続を行う行為が直ちに違反となるとは認識していないため、交付決定時における再就職した元職員の離職時期等の履歴確認は現状どおり行わないこととするが、相手が疑義のある(違法性を疑う)行為を行った場合は、必要に応じ人事担当部局へ履歴の確認を行う。</p>	

県が独自に行い、且つ市町村以外の者に対して交付する補助金、負担金、及び交付金の財務事務等の執行

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	区分
85	第84 中小漁業融資保証 制度安定対策事業	<p>地方公務員法38条の6が制定され、元職員の退職管理の適正確保に必要な措置をすることが求められたため、県は、その措置として、再就職状況を公表して透明化することとし、平成26年6月、「千葉県退職職員の再就職状況の公表に関する要綱」を定め、退職職員の再就職状況を公表している。</p> <p>ところが、再就職した職員についてその人件費補助がなされる場合も、人件費補助についてはこの要綱では公表事項とされていない。県は、人件費補助を補助金として公表しているが、中小漁業融資保証制度安定対策事業に対する補助金という公表の仕方では、人件費補助とは理解できないし、再就職と結びつけて理解することもできないことであり、再就職に人件費補助がなされている事実が公表されているとは認められない。</p> <p>犯罪行為ではない元職員の再就職につき、再就職の適正確保のために再就職を公表して県民の監視の下に置いているのに、地方公務員法38条の2第1項の犯罪が成立することがあり得る、あるいはそれを疑われる人件費補助がなされる再就職について、公表しないのであれば、再就職の適正確保の措置を講じていないことにはならない。</p> <p>よって、再就職の公表の際、人件費補助がなされる事実（人件費の金額は除く）も併せて公表すべきである。</p>	<p>県の再就職状況の公表事項は、国や他の都道府県と同等の内容となっており、妥当なものと考ええる。</p> <p>また、再就職者による「働きかけ」は、地方公務員法で禁止されており、罰則もあることや、働きかけを受けた職員は人事委員会へ届出が義務付けられているなど、再就職の適正確保は担保されていることから、公表事項は現状どおりとする。</p>	

平成29年度包括外部監査

[農林水産部団体指導課]

県が独自に行い、且つ市町村以外の者に対して交付する補助金、負担金、及び交付金の財務事務等の執行

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	区分
86	第86子補給 農業近代化資金利	<p>県は、関係部署に対し、平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除について」にて、暴力団排除条項を定めることと、農業近代化資金の融資を受ける受給者の役員につき、暴力団又はその関係者が否かを県警に対して照会することを求めている。</p> <p>農業近代化資金利子補給の実質的な受給者は融資を受けた者であるから、その者につき県警に対し、暴力団関係者が否かを照会すべきである。</p>	<p>農業近代化資金については、県に利子補給がなされる前段階の金融機関における措置により、反社会的勢力関係者が既に排除され、暴力団排除措置がなされていることから、当資金の融資を受けた者につき、県警に対し、暴力団関係者が否かの照会等は不要である。</p>	

平成29年度包括外部監査

[農林水産部生産振興課]

県が独自に行い、且つ市町村以外の者に対して交付する補助金、負担金、及び交付金の財務事務等の執行

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	区分
87	第83 千葉米改良協会事業活動費補助金	<p>本補助金の受給者は、法人格を有しない団体である千葉米改良協会である。県は、同協会が権利能力なき社団であることを前提に補助金を交付しているが、協会からの補助金の交付申請時や実績報告時には、権利能力なき社団の要件を充足しているかどうかを判断するに足りる資料が提出されていなかかった。県は、総代会の資料等の提出を受け、権利能力なき社団であることが、この点は補助金の交付を受ける主体が誰であるのかに関わる重要な事項であるため、交付申請時の添付書類として、団体の会則・規約、組織図、役員等名簿、財産目録等の資料を加えるよう要綱を改正し、毎年度の交付申請時にこれらの資料の提出を求め</p>	<p>平成30年8月7日付けで補助金交付要綱を改正し、交付申請の際に、権利能力なき社団の要件を確認するために必要な書類（規約、組織図、役員名簿、財産目録）を添付するようにした。</p>	

平成29年度包括外部監査

[農林水産部生産振興課]

県が独自に行い、且つ市町村以外の者に対して交付する補助金、負担金、及び交付金の財務事務等の執行

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	区分
88	第83 千葉米改良協会事業活動費補助金	<p>実績報告に際しては、補助対象経費の支出証拠書類の写しが求められておらず、補助対象経費が適正に支出されたことを確認することができない。県は、実地検査によって支出証拠書類を確認していることであるが、支出証拠書類の写しを添付した現地調査の記録を作成するなどの方法によって記録化がされていなければ、実際にどのような検査が行われ、どのような根拠に基づいて適正な支出が確認されたのか判断できず、支出の確認方法としては不十分である。職員が往査して調査するよりも、実績報告書に領収書等の支出証拠書類を添付させ、先ずこれを確認し、必要に応じて職員が往査する方が事務処理として効率が良い。</p> <p>よって、補助事業に係る支出を確認するため、実績報告書には支出証拠書類の写しの提出を求めべきである。</p>	<p>平成30年度から、支出証拠書類の写しを提出するよう指導した。</p> <p>なお、平成29年度の実績報告については、支出証拠書類の写しの提出を確認済である。</p>	
89	第83 千葉米改良協会事業活動費補助金	<p>本補助金の交付要綱には、暴力団排除条項が規定されていない。補助事業からの暴力団の排除を徹底するため、暴力団排除条項を制定すべきである。</p>	<p>平成30年8月7日付けで補助金交付要綱を改正し、暴力団排除条項を追加した。</p>	

平成29年度包括外部監査

[農林水産部耕地課]

県が独自に行い、且つ市町村以外の者に対して交付する補助金、負担金、及び交付金の財務事務等の執行

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	区分
90	第77 印旛沼排水機場等 維持管理費補助金	<p>実績報告書に領収書等の支出証拠書類が添付されていない。</p> <p>領収書等の支出証拠書類を確認しなければ、事業の実施の有無、補助金の実際の使途を確認できず、不正支出を見逃す可能性もあるし、事業の具体的内容の把握が不十分になり、効果的に事業を見直すことにもならない。職員が往査して確認しても、報告書を作成し、その報告書に領収書の写しを添付し、客観的な資料として残さず、支出を管理監督も往査の内容には及ばず、支出を確認したとは言えない。往査して作成する報告書に支出証拠書類の写しを添付させる方が事務処理の効率が良い。</p> <p>よって、実績報告書に領収書等の支出証拠書類を添付させるべきである。</p>	<p>平成29年度の実績報告から、支出証拠書類の写しを提出させ、実績報告書とともに当該で保管することとした。</p>	

平成29年度包括外部監査

[農林水産部耕地課]

県が独自に行い、且つ市町村以外の者に対して交付する補助金、負担金、及び交付金の財務事務等の執行

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	区分
91	第78 北総中央用水土地改良区運営費補助金	<p>実績報告書に領収書等の支出証拠書類が添付されていない。 領収書等の支出証拠書類を確認しなければ、事業の実施の有無、補助金の実際の使途を確認できず、不正支出を見逃す可能性もあるし、事業の具体的内容の把握が不十分になり、効果的に事業を見直すことにもならない。職員が往査して支出を確認しても、報告書を作成し、その報告書に領収書の写しを添付しなければ、往査の結果は客観的な資料として残らず、上司の管理監督も内容には及ばず、支出を確認したとは言えない。往査して作成する報告書に支出証拠書類の写しを添付させる方が事務処理の効率が良い。実績報告書に領収書等の支出証拠書類を添付させるべきである。</p>	<p>平成29年度の実績報告から、支出証拠書類の写しを提出させ、実績報告書とともに当課で保管することとした。</p>	

平成29年度包括外部監査

[農林水産部畜産課]

県が独自に行い、且つ市町村以外の者に対して交付する補助金、負担金、及び交付金の財務事務等の執行

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	区分
92	第88 乳用牛群検定事業 補助金	<p>実績報告に当たり、補助対象経費が実際に支出されたことを示す支出証拠書類（領収書の写し等）の添付は求められていない。この点、本補助金を支出した際に県職員が作成した知事宛での確認書と題する書面には、「実績報告書のとおり実施したことを確認した」との記載があるが、具体的な確認方法及び確認資料等が明らかではない。本補助金が交付目的どおりに支出されたか否かを確認するためには、補助対象経費が支出されたことを示す支出証拠書類を実績報告書に添付させるべきである。</p>	<p>平成29年度から支出証拠書類を実績報告書に添付させることで、補助金が交付目的どおり適正に支出されたか否かを確認できるようにした。</p>	

県が独自に行い、且つ市町村以外の者に対して交付する補助金、負担金、及び交付金の財務事務等の執行

No	事項名	結果(意見)の内容	措置状況等	区分
93	第79 緑化推進委員会運営費補助	<p>千葉県緑化推進委員会運営費は、元職員の再就職者の人件費である。</p> <p>離職後に営利企業等に再就職した元職員が離職後2年間に、契約等の事務であって、離職前5年間の職務に関する要求又は依頼すること、地方公務員法38条の2第1項によつて禁止され、これにより1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。</p> <p>補助金の交付は、法律行為としては贈与であり、受給者に対する処分であるから、再就職した元職員が、離職後2年以内に、離職前5年間に在籍していたことがある部課が所管する補助金等の交付を要求し又は依頼すれば、同法38条の2第1項に該当することになる。</p> <p>これらの要件の一つでも欠ければ地方公務員法38条の2第1項違反にはならないものの、元職員としての立場を利用して補助金の交付を要求又は依頼する行為が適正な行為になるわけではない。それゆえ、再就職者に人件費補助をする場合は、離職時期、離職前過去5年間の所属先が重要であるから、交付決定に際してはこれらの事実を調査し、確認すべきであり、かつ、その資料を交付決定の記録につづるべきである。</p>	<p>地方公務員法第38条の2第1項に規定する働きかけ規制は再就職者個人が、在職中の職務に関して在職時の地位や人間関係を利用して行政に要求等を行うことを防止するためのものであり、再就職先の団体において補助金に係る所定の手続を行う行為が直ちに違反となるとは認識していないため、交付決定時における再就職した元職員の離職時期等の履歴確認は現状どおり行わないこととするが、相手が疑義のある(違法性を疑う)行為を行った場合は、必要に応じ人事担当部局へ履歴の確認を行う。</p>	

県が独自に行い、且つ市町村以外の者に対して交付する補助金、負担金、及び交付金の財務事務等の執行

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	区分
94	第79 緑化推進委員会運営費補助	<p>地方公務員法38条の6が制定され、元職員の退職管理の適正確保に必要な措置をすることが求められることになったため、その措置として、再就職状況を公表して透明化することにし、平成26年6月、「千葉県退職職員の再就職状況の公表に関する要綱」を定め、退職職員の再就職状況を公表している。ところが、再就職した職員についてその人件費補助がなされる場合も、人件費補助についてはこの要綱では公表事項とされていない。県は、人件費補助を補助金として公表しているが、緑化推進委員会運営費補助に対する補助金という公表の仕方では、人件費補助とは理解できず、再就職と結びつけて理解することもできないことであり、再就職に人件費補助がなされない事実が公表されているとは認められない。</p> <p>犯罪行為ではない元職員の再就職につき、再就職の適正確保のために再就職を公表して県民の監視の下に置いているのに、地方公務員法38条の2第1項の犯罪が成立することがあり得る、あるいはそれを疑われる人件費補助付き再就職について、公表しないのであれば、再就職の適正確保の措置を講じていないことにはかならない。</p> <p>よって、再就職の公表の際、人件費補助がなされる事実（人件費の金額は除く）も併せて公表すべきである。</p>	<p>県の再就職状況の公表事項は、国や他の都道府県と同等の内容となっており、妥当なものと考ええる。また、再就職者による「働きかけ」は、地方公務員法で禁止されており、罰則もあることや、働きかけを受けた職員は人事委員会へ届出が義務付けられているなど、再就職の適正確保は担保されていることから、公表事項は現状どおりとする。</p>	

平成29年度包括外部監査

[農林水産部森林課]

県が独自に行い、且つ市町村以外の者に対して交付する補助金、負担金、及び交付金の財務事務等の執行

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	区分
95	第79 緑化推進委員会運営費補助	<p>本補助金の交付要綱には、暴力団排除条項が設けられており、交付申請にあたっては役員名簿の提出を受けているが、交付申請の審査にあたり、県警に対する暴力団関係者の有無の照会が行われていなかった。 暴力団排除の趣旨を徹底するため、県警への照会を行うべきである。</p>	<p>本補助金の交付要綱には暴力団排除条項が設けられていないが、公益社団法人等に対象が限定されている当該補助金事務は、県に交付申請がなされる前段階の公益法人認定により、暴力団排除措置がなされていることから、暴力団排除条項を定めることや、交付申請を受けた際の県警への照会は不要である。</p>	

県が独自に行い、且つ市町村以外の者に対して交付する補助金、負担金、及び交付金の財務事務等の執行

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	区分
96	第21 県単街路整備事業 (整備費) 負担金	<p>事業費の見積には、算定の根拠資料が添付されていない。相見積も取られていないし、施工業者は事業者と社名が類似しているが、第三者であることが確認できているが、第三者でない。そのため、その見積の相当性及び判断できない。そして、工事完了報告書及びその添付書類からは、請求者や領収書の添付がなされることがない。工事の実施についても着工日及び完了日も不明である。これでは、事業費算定の相当性を確認できない。今後は、受給者が見積書を作成するに際して算定の根拠とした市販の積算書の該当頁の写し等の客観的資料、必要に応じて相見積書、受給者と見積もり業者が第三者であることを知る手がかりとなる商業登記事項証明書等を見積の相当性を検討確認することが出来る資料を提出させるべきである。実際の事業費の支出を確認するために、工事完了報告書等に領収書等の支出証拠書類を添付させるべきである。</p>	<p>施工業者が第三者であるかについては、定款等により確認した。着手日及び完了日については作業報告書の提出を求め、確認した。 今後の対応として、 ・算定根拠となる積算書の該当ページの写し等の提出を求め。 ・受給者と施工業者が第三者であるかについては、施工業者と事業者の社名が類似しているような場合、確認できる書類の提出を求め。 ・工事の実施の確認については、作業報告書等書類の提出を求め。 ことにより確認することとする。</p>	
97	第21 県単街路整備事業 (整備費) 負担金	<p>民間企業が受給者の場合、県は、千葉県暴力団排除条例の定めに従い、暴力団の排除に努め、県の事業により暴力団を利用することにならないようにならなければならない。そのため、県の事業に協力しないようにならなければならない。県は、負担金の受給者及び施工業者が暴力団に属しないことを確認する必要がある。受給者に受給者及び施工業者の役員名簿を提出させ、県警から提供された書式を用いて、県警に対し、受給者及び施工業者が暴力団関係者か否かについて照会すべきである。</p>	<p>支出証拠書類により、事業費の支出を確認した。今後の対応として、工事完了報告書の検査時に、支出証拠書類に基づいて実際に支出があったことを確認する。</p>	
98	第21 県単街路整備事業 (整備費) 負担金	<p>民間企業が受給者の場合、県は、千葉県暴力団排除条例の定めに従い、暴力団の排除に努め、県の事業に協力しないようにならなければならない。そのため、県の事業に協力しないようにならなければならない。県は、負担金の受給者及び施工業者が暴力団に属しないことを確認する必要がある。受給者に受給者及び施工業者の役員名簿を提出させ、県警から提供された書式を用いて、県警に対し、受給者及び施工業者が暴力団関係者か否かについて照会すべきである。</p>	<p>当該負担金は、事業遂行のために支障となる民間会社の施設を移設するための負担金であり、暴力団排除措置を導入すると事務等の目的・趣旨が達成できないため、左記の指摘に対する措置は不要である。</p>	

平成29年度包括外部監査
 県が独自に行い、且つ市町村以外の者に対して交付する補助金、負担金、及び交付金の財務事務等の執行
 [教育庁教育振興部体育課]

No	事項名	結果(意見)の内容	措置状況等	区分
99	第9 千葉県体育協会事業 補助金	実績報告書に領収書等の支出証拠書類が添付されていない。領収書等の支出証拠書類を確認しなければ、事業の実施の有無、補助金の実際の使途を確認できず、不正支出を見逃す可能性もあるし、事業の具体的内容の把握が不十分になり、効果的に事業を見直すことにもならない。 よって、実績報告書に領収書等の支出証拠書類を添付させるべきである。	平成30年度から実績報告書に領収書等の支出証拠書類を添付させることとした。	

平成29年度包括外部監査
 県が独自に行い、且つ市町村以外の者に対して交付する補助金、負担金、及び交付金の財務事務等の執行
 [教育庁教育振興部体育課]

No	事項名	結果(意見)の内容	措置状況等	区分
100	第7 千葉県小中学校体育 連盟事業補助金	<p>県は、関係部署に対し、平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務から暴力団排除について」で、交付要綱に暴力団排除条項を定めることと、受給者の役員につき、暴力団又はその関係者か否かを県警に対して照会することを求めている。千葉県小中学校体育連盟事業補助金の受給者は、教職員であるが、県警への照会は、暴力団排除の理念を社会の隅々まで浸透させるために必要な手続であり、職種による例外を認めるものではないため、受給者である千葉県小中学校体育連盟の役員につき、県警に対し、暴力団関係者か否かを照会すべきである。</p>	補助金等交付規則及び交付要綱の改正を行い、県警への照会を行うための整備に向けて関係所属と協議・検討を進めている。	継続
101	第7 千葉県小中学校体育 連盟事業補助金	<p>実績報告書に、領収書等の支出証拠書類が添付されていない。補助金がこれに充てられたことを確認するたために、実績報告書に領収書等の支出証拠書類を添付させるべきである。</p>	実績報告書に領収書等の支出証拠書類を添付させるよう調整を進めている。	継続
102	第8 千葉県高等学校体育 連盟事業補助金	<p>平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除について」が、関係部署に対し、交付要綱に暴力団排除条項を定めることと、受給者の役員につき、暴力団又はその関係者か否かを県警に対して照会することを求めている趣旨は、暴力団排除の理念を社会の隅々まで浸透させるために必要な手続であるから、受給者の役員につき、そこに教職員がいても、暴力団との関係につき県警へ照会すべきである。</p>	補助金等交付規則及び交付要綱の改正を行い、県警への照会を行うための整備に向けて関係所属と協議・検討を進めている。	継続
103	第8 千葉県高等学校体育 連盟事業補助金	<p>実績報告書に、領収書等の支出証拠書類が添付されていない。補助対象事業が実際に実行されたことを確認するたために、実績報告書に領収書等の支出証拠書類を添付させるべきである。</p>	実績報告書に領収書等の支出証拠書類を添付させるよう調整を進めている。	継続

※ 区分欄の「継続」とは、引き続き措置状況の進捗管理を実施していくことを前提に現在の対応状況等を記載しているものであり、地方自治法第252条の3第6項の規定による監査の結果に基づく措置の報告ではない。

平成29年度包括外部監査
 県が独自に行い、且つ市町村以外の者に対して交付する補助金、負担金、及び交付金の財務事務等の執行
 [教育庁教育振興部体育課]

No	事項名	結果(意見)の内容	措置状況等	区分
104	第9 千葉県体育協会事業 補助金	平成24年3月1日付け生交安第866号「補助金交付事務からの暴力団排除について」が、関係部署に対し、交付要綱に暴力団排除条項を定めることと、受給者の役員につき、暴力団又はその関係者か否かを県警に対して照会することを求めている趣旨は、暴力団排除の理念を社会の隅々まで浸透させるために必要な手続であるから、受給者の役員につき、そこに教職員がいても、暴力団との関係につき県警へ照会すべきである。	補助金等交付規則及び交付要綱の改正を行い、県警への照会を行うための整備に向けて関係所属と協議・検討を進めている。	継続

※ 区分欄の「継続」とは、引き続き措置状況の進捗管理を実施していくことを前提に現在の対応状況等を記載しているものであり、地方自治法第252条の38第6項の規定による監査の結果に基づく措置の報告ではない。